

様式第2号(第7条、第9条関係)

PPAサービスの内容

PPA事業者名	東北電力eソライフ株式会社
対象サービス	あおぞらチャージサービス(宮古市内太陽光のみ)
【サービス概要】	
お客さまが所有する建物の屋根に、太陽光発電システムを東北電力eソライフ株式会社が設置、維持管理し、お客さまは、太陽光発電システムにて発電した電力を、機器設置場所の建物で使用することができます。なお、使用した電力に相当する費用は、サービス料金に含まれております。太陽光発電システムにて発電した電力のうち、本建物で使用することができなかった余剰電力については、東北電力eソライフ株式会社が利用いたします。契約期間満了後は、太陽光発電システム一式を無償で譲渡します。	

1 導入設備				
太陽光発電設備				
2 契約期間				
15年間				
3 料金比較シミュレーション				
※補助金交付相当額がサービス料金から控除されることが分かるように記載すること。				
【利用予定の補助金】				
<input type="checkbox"/> ①宮古市住宅用PPA太陽光発電設備等導入事業費補助金 <input checked="" type="checkbox"/> ②宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金 ※①か②のいずれかを選択すること。				
【料金比較シミュレーション】				
○シミュレーションの条件				
住宅の種類	月間使用電力量	契約電力	太陽光パネル出力	PCS出力
戸建住宅	750kWh	10kVA	6.45kW	5.5kW
○料金比較(金額は消費税込みです。)				
1. 新築住宅				
月々の利用料金 (補助金なし)	月々の利用料金 (補助金あり)	太陽光発電導入前 の月々の電気代(a)	太陽光発電導入後 の月々の電気代(b)	導入前後の差額 (a) - (b)
4,980円	3,452円	29,320円	21,220円	8,100円
(本表の利用料金はあくまで一例です。また、実際の導入効果を保証するものではありません。)				
2. 既存住宅				
月々の利用料金 (補助金なし)	月々の利用料金 (補助金あり)	太陽光発電導入前 の月々の電気代(a)	太陽光発電導入後 の月々の電気代(b)	導入前後の差額 (a) - (b)
202,980円(初回のみ) 4,980円(2回目以降)	4,552円	29,320円	21,220円	8,100円
(本表の利用料金はあくまで一例です。また、実際の導入効果を保証するものではありません。)				
4 太陽光モジュール				
出力(最大)9.9kW				
<input checked="" type="checkbox"/> メーカーが日本法人である。国外企業の場合、当該メーカーの日本法人がある。				
認証	認証機関	TUV認証		
	認証書番号等	097644		

5 パワーコンディショナー			
<input checked="" type="checkbox"/> メーカーが日本法人である。国外企業の場合、当該メーカーの日本法人がある。			
<input checked="" type="checkbox"/> 自立運転機能を有する。			
6 太陽光発電設備に関する保証			
パネル出力保証	30年	保証者	メーカー
システム保証	15年	保証者	メーカー
施工保証	15年	保証者	施工事業者
災害補償	15年	補償者	PPA事業者が加入する保険会社
7 蓄電池容量			
kWh			
8 蓄電池に関する保証			
システム保証	年	保証者	
施工保証	年	保証者	
災害補償	年	補償者	
9 定期点検			
頻度	遠隔で随時監視	点検者	施工事業者
内容（点検対象）	太陽光パネル・PCS	点検費用	PPA事業者が負担
10 PPA事業者			
事業者名	東北電力 e ソライフ株式会社		
所在地	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号 電力ビル本館7階		
連絡先	022-799-2420		
11 想定する再エネ電力* (①宮古市住宅用PPA太陽光発電設備等導入事業費補助金を活用する場合は記入すること)			
小売電気事業者名：		再エネ電力名：	
12 故障時の対応・保証内容等			
契約期間中は、弊社にて修理等の維持管理を行います。機器の保証はメーカー保証によります。設置工事に起因する不具合は施工業者が保証します。動産総合保険、損害賠償保険に加入しています。(ただし、地震、噴火、津波、水災は保証に含まれません。)			
13 市内事業者活用の内容（努力義務）			
市内の複数の住宅会社と業務提携しております。			
14 特記事項			
契約期間満了後は設備を無償で譲渡しますので、売電収入はお客さまのものになります。			
15 サービスに関する問合せ先			
URL	https://tohoku-sec.co.jp/		
電話番号	022-799-2420		
E-mail	info_solar@tohoku-esolarlife.co.jp		

※小売電気事業者による電気の供給及び販売に係る商品のうち、再生可能エネルギーを由来とする電力又は非化石証書、グリーン電力証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギーを由来とする電力と市長が認めるものをいう。